



# 北小岩江戸川町会

# 18班

まちづくりニュース

No. 2



2006/8/11

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735

## 第3回 スーパー堤防とまちづくり説明会が開催されました。

日ごろから区政にご理解・ご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、2月、5月に「まちづくり勉強会」が開催されましたが、引き続き7月23日(日)、「第3回スーパー堤防とまちづくり説明会」が開催され、79名の方にご参加いただきました。

当日は、これまで区が行ってきた土地区画整理事業における移転補償の事例や、移転スケジュールの概要について説明を行いました。以下に、質疑応答の主な内容についてお伝えいたします。

なお、当日の質疑応答において、18班地区以外の方からのご質問が多く、18班地区の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたします。

### 《当日の次第》

- ①あいさつ 幸田会長（北小岩江戸川町会）  
立原沿川まちづくり課長（江戸川区）
- ②概要説明 高橋推進第一係長（江戸川区）
  - (1) 移転補償の内容について
  - (2) 移転スケジュールについて
- ③質疑応答
- ④閉会 柴田副会長（北小岩江戸川町会）



### (1) 移転補償について

Q：補償金の財源はどこのお金ですか？

A：国と区両方の財源です。費用負担の割合はこれから調整します。

Q：建物の補償が7割程度（築30年）では家を建てるのに借金するしかない。どうすればいいのか。

A：ひとつの例ですが、共同化があります。一人一人状況が違うので、個別懇談会（7/24～8/6）のご意見ご意向を踏まえて、まちづくりの内容を検討したいと考えます。

Q：建物100%の補償をお願いしたい。

A：築年数にかかわらず建物100%の補償を出してほしいというご意見を頂きますが、申し訳ありませんが100%の補償はできません。細かく調査して適正な評価をしていきたいと思えます。

「私の家はいくら補償金ができるのか、地域の人に公表してもかまわない」ということでご協力いただける方がいらっしゃれば、モデルとして調査をし補償概算額を皆さんに公表している例もあります。

### (2) 区画整理について

Q：新しい土地（換地）について。今のところに戻れるのですか？

A：区画整理は、今と同じ条件のところに戻れるのが原則です。しかし、宅地整形をしたり、道路を造ったりしますので、全く同じ場所に戻れるということではありません。

Q：道路はどういうふうにするのですか？

A：具体的なものはこれからです。皆さんの意見を聞いて相談していきたいと思えます。

Q：全員戻りたいといたら、土地の面積はどうなるの？

A：全体の面積は同じなので、区画整理の考えでは、基本は減歩ということになります。

Q：今までの減歩の例を教えてください。また、狭い土地はどうなるの？再建できないのでは？

A：一之江駅西部土地区画整理事業の例では、平均して15.2%の減歩でした。今までの江戸川区が行った区画整理の例では、100㎡以下の土地では減歩は行わず、100～170㎡では減歩を緩和し、170㎡以上は通常の減歩を行っています。減歩がなしの方、緩和された方については、清算金という形で最後にお金で清算します。（実際に区画整理を進める際は、皆様から選ばれた代表者が集まる審議会の同意を得ながら決めていくことになります）

また、区が地区内の土地を買い、将来の道路の敷地にあて、減歩を少なくするという方法もあります。

### （3）スーパー堤防とまちづくりについて

Q：事業主体はどこですか？

A：「スーパー堤防」は、国土交通省が主体です。「まちづくり」は、区が主体です。

Q：移転交渉の窓口はどこですか？

A：基本的には区です。

Q：北小岩だけに限らず、江戸川全川のスケジュールを教えてください。

A：江戸川全川の計画は100km強ですが、国土交通省としては、地域の課題解消を図るまちづくりとともにスーパー堤防を進めていくという考えであり、全体のスケジュールは明確に定まっておられません。

区では、北小岩地区の皆さんのご理解をいただき、皆さんと共にまちづくりを進めたいと考えています。具体的なスケジュールは今のところ決まっていますが、目標として、今年度・来年度で、ご理解いただくように説明を行い、皆さんのご意見をふまえて、計画案をつくりたいと考えています。

Q：なぜ18班をやるのか、あるいはなぜここからはじめるのか明確な理由があれば教えてください。

A：18班の方から、まちづくりや補償の内容を具体的に聞きたいとのご要望を頂いたことから、説明させて頂いております。18班地区からはじめます、と決まっているわけではありません。

Q：江戸川区より危険な箇所（上流のほう）があれば、そこを先に整備したほうがよいのでは？

A：河川の整備は、これまでおこった規模の水害に対応できるよう堤防の強化や川幅を広げるなどの整備を行ってきています。

危険な箇所を先に整備するという考えは当然ですが、加えて、過去に例のない想定をはるかに超える水害が来ても大丈夫にしよう、というのがスーパー堤防整備です。

Q：上流が決壊するのと下流が決壊するのでは被害面積が全然違う。まずやるのは上流からではないか。

A：江戸川区は区の地盤が低いので、上流で決壊しても江戸川区で決壊しても、水没する状況は同じです。

Q：7月17日の朝日新聞の社説に、河川審議会では、堤防を数珠繋ぎに造るのではなく上流に大型の遊水地を設けたほうがよいのではないかという案がある、と載っていた。

どうしてもスーパー堤防でなくてはいけないのですか？

A：あの社説は、「平成16年の水害を契機に、これまでの、どこも平等に堤防を築いていこうという考えから、人口・資産が集中するところを守るべきとの提言がされた」という要旨です。

江戸川が決壊すると、江戸川区だけでなく東部地域一帯が水没すると予測されます。また、首都圏が水没することによる日本全体の機能停止を避けるためにも、スーパー堤防整備が必要です。

Q：現在の堤防を補強すればいいのでは？

A：現在の堤防を補強する方法はありますが十分な対策ではありません。予測を超える洪水がおこった時に、越水、浸透等により決壊することのない丈夫なスーパー堤防が必要です。

Q：反対する人もいると思いますが、強制収用することはあるの？

A：基本的には考えていません。しかし、仮に、大部分の方が移転した後、一人だけが残っているという場合、ご協力いただいた多くの方に迷惑がかかることになるため、そういうことも考えていかねばならないと思います。

Q：意見をいわないと住民は賛成していると区はとらえている、と聞いたことがある。

A：決してそういうことはありません。説明を行いご理解いただいで進めていきたいと考えています。

えんせん  
〈お問合せ先〉江戸川区 土木部 沿川まちづくり課 推進第一係  
TEL5662-6735  
江戸川区中央1-4-1 第二庁舎1F